

全国特別支援学級設置学校長協会 平成25年度 定期総会

日時：平成25年6月21日(金)

場所：ホテルフロラシオン青山

特別支援教育の充実について

1. 特別支援教育の現状	1.
2. 学習指導要領の改訂	27.
3. 障害者制度改革	31.
4. 平成25年度特別支援教育関係予算	46.
5. 特別支援教育にかかわる最近の動向	62.

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課長 大山 真未



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 特別支援教育の現状 ～特別支援教育の充実～

特別支援教育の理念

発達障害を含め障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

学校教育法の一部改正(平成19年4月施行)

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・特別支援学校においては、在籍児童生徒等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・小中学校等においては、発達障害を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

特別支援教育の対象者

①	特別支援学校	0.63%(約6万6千人)
②	小・中学校の特別支援学級	1.58%(約16万4千人)
③	通級による指導	0.69%(約7万2千人)
④	通常学級にLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)等の児童生徒が6.5%程度で在籍の可能性(H24文部科学省調査)	

※ 数値は、義務教育段階における全児童生徒数に占める対象児童生徒数の割合。()内は対象児童生徒数。

特別支援教育の課題

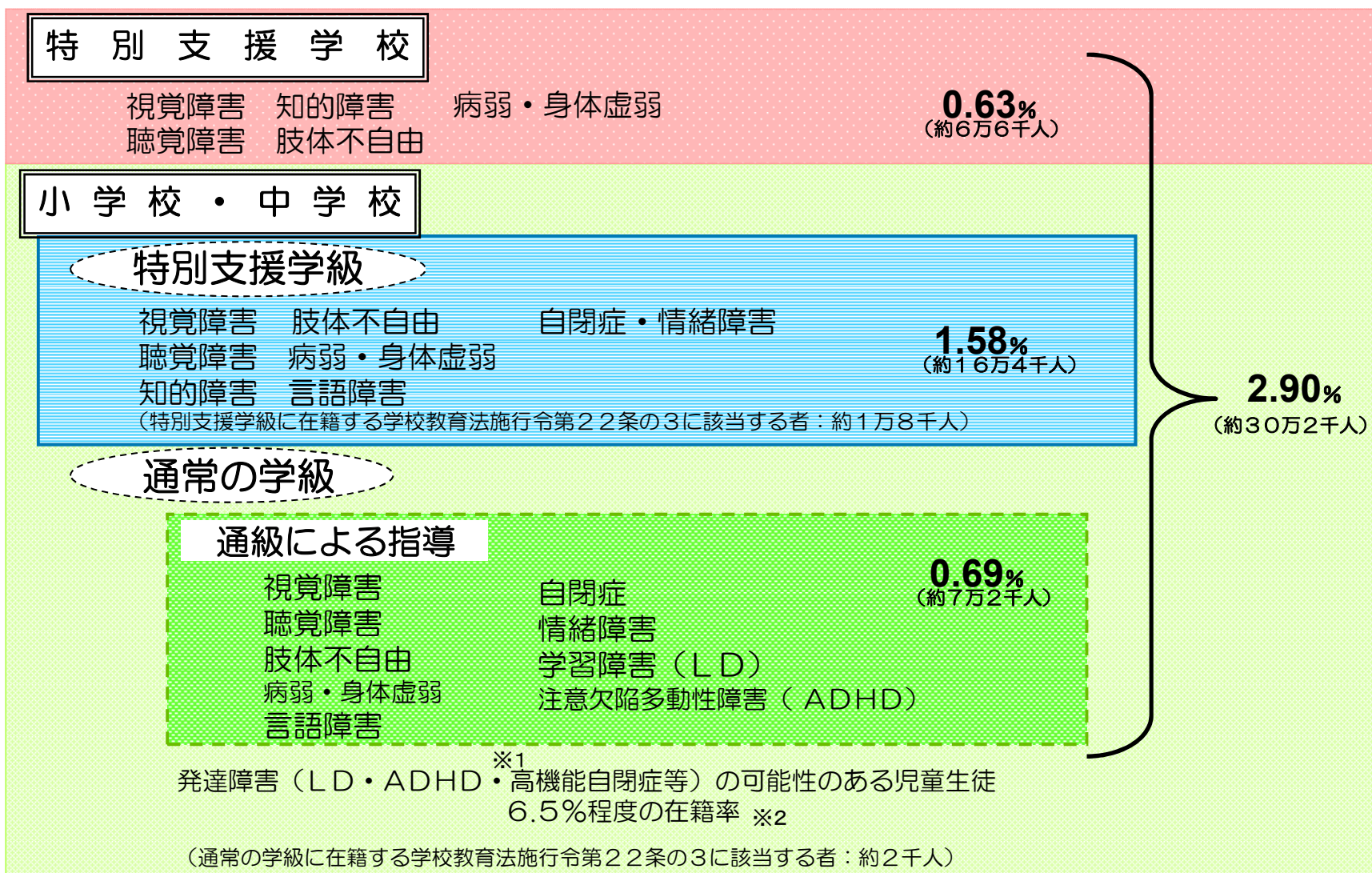
- 特別支援教育の対象児童生徒の増大
 - ・平成14年度から平成24年度にかけて、特別支援学校在籍者は、約38%増、小・中学校の特別支援学級在籍者は約101%増、通級指導対象者は約125%増。
- 幼稚園、小・中学校、高等学校における校内支援体制の整備
 - ・小・中学校→一人一人に応じたきめ細やかな支援の充実
 - ・幼稚園、高等学校→一般的に体制整備に遅れ
- 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の実現
 - ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成
- 教員の専門性の向上
 - ・障害の重度・重複化、多様化等に対応した専門性の確保、向上

具体的な施策

- 幼・小・中・高等学校等の特別支援教育体制の整備
 - ・インクルーシブ教育システムの構築事業
- 特別支援教育に係る人的環境の整備
 - ・特別支援教育の充実のための定数措置
 - ・特別支援教育支援員(地方財政措置:H19年度～公立小・中学校、H21～公立幼稚園、H23～公立高校)
- 特別支援学校の大規模化・狭隘化への対応
 - ・教室不足等の解消のための施設整備 等
- 特別支援学校等の学習指導要領の改訂
 - ・重度・重複化への対応、個別の指導計画等の作成、職業教育充実、交流及び共同学習の推進等
- 特別支援教育担当教員の専門性の向上
 - ・各都道府県の指導者を対象とした専門的研修の実施
- (独)国立特別支援教育総合研究所の充実
 - ・発達障害教育情報センターの設置、専門的・実践的研修の実施

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

義務教育段階の全児童生徒数 1040万人

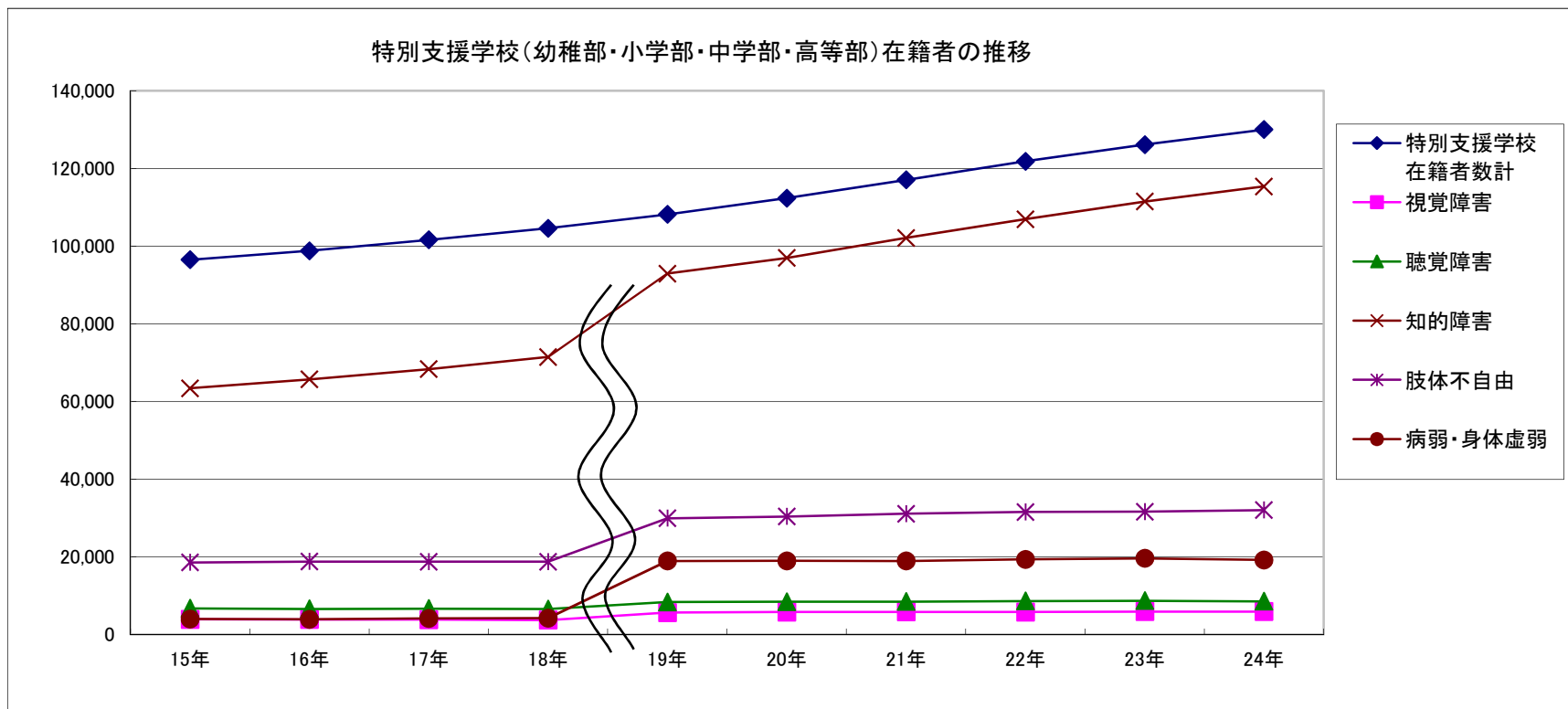


※1 LD(Learning Disabilities): 学習障害、ADHD(Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder): 注意欠陥多動性障害

※2 この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

1. 特別支援教育の現状 ～特別支援学校の現状(平成24年5月1日現在)～

※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。



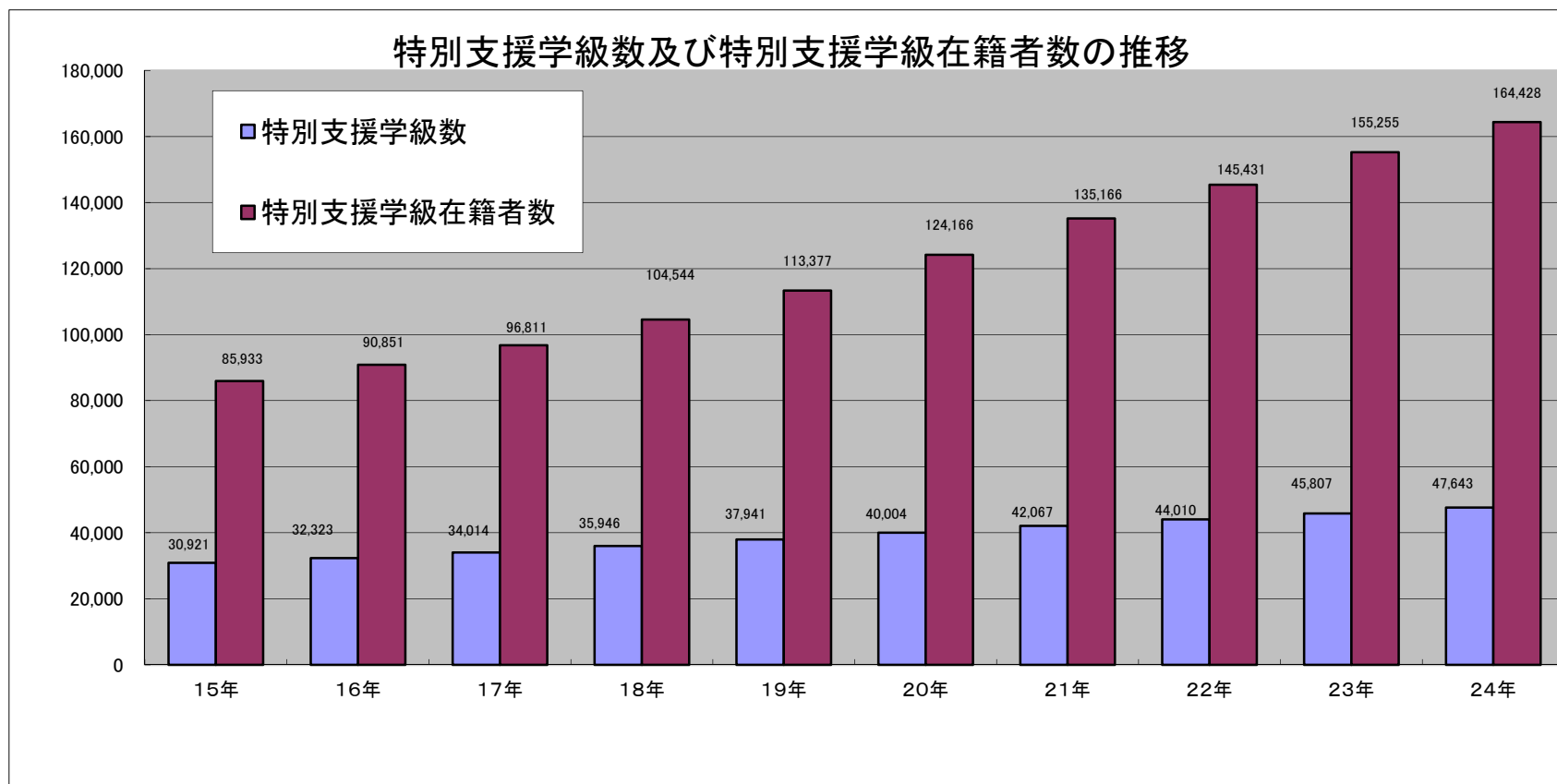
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	87	120	681	324	139	1,059
在籍者数	5,894	8,533	115,355	32,007	19,190	129,994

※注: 在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注: 学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

1. 特別支援教育の現状 ～特別支援学級の現状(平成24年5月1日現在)～

特別支援学級は、障害のある子どものために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

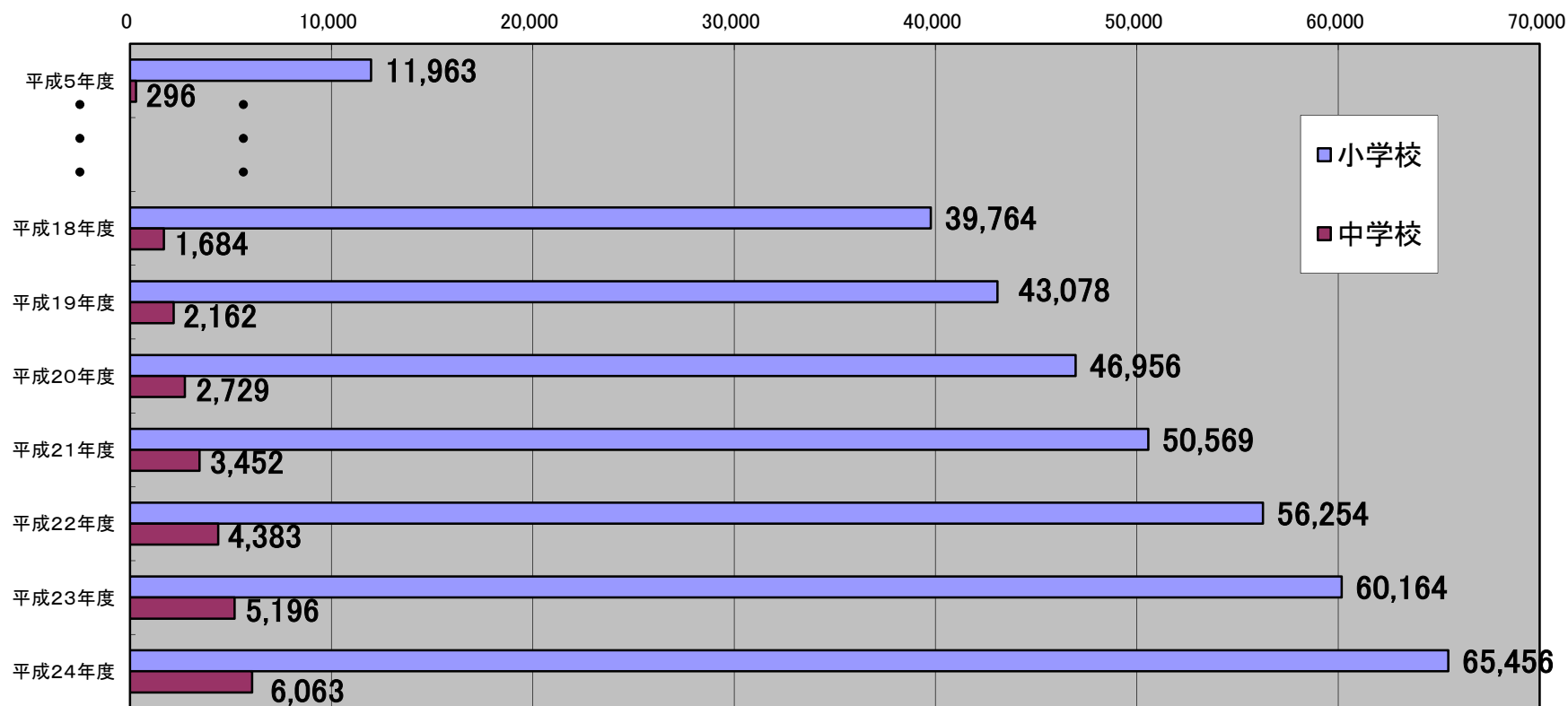


	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	23,428	2,665	1,325	340	828	533	18,524	47,643
在籍者数	86,960	4,374	2,397	417	1,329	1,568	67,383	164,428

1. 特別支援教育の現状 ～通級による指導の現状(平成24年5月1日現在)～

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、弱視、難聴などである。

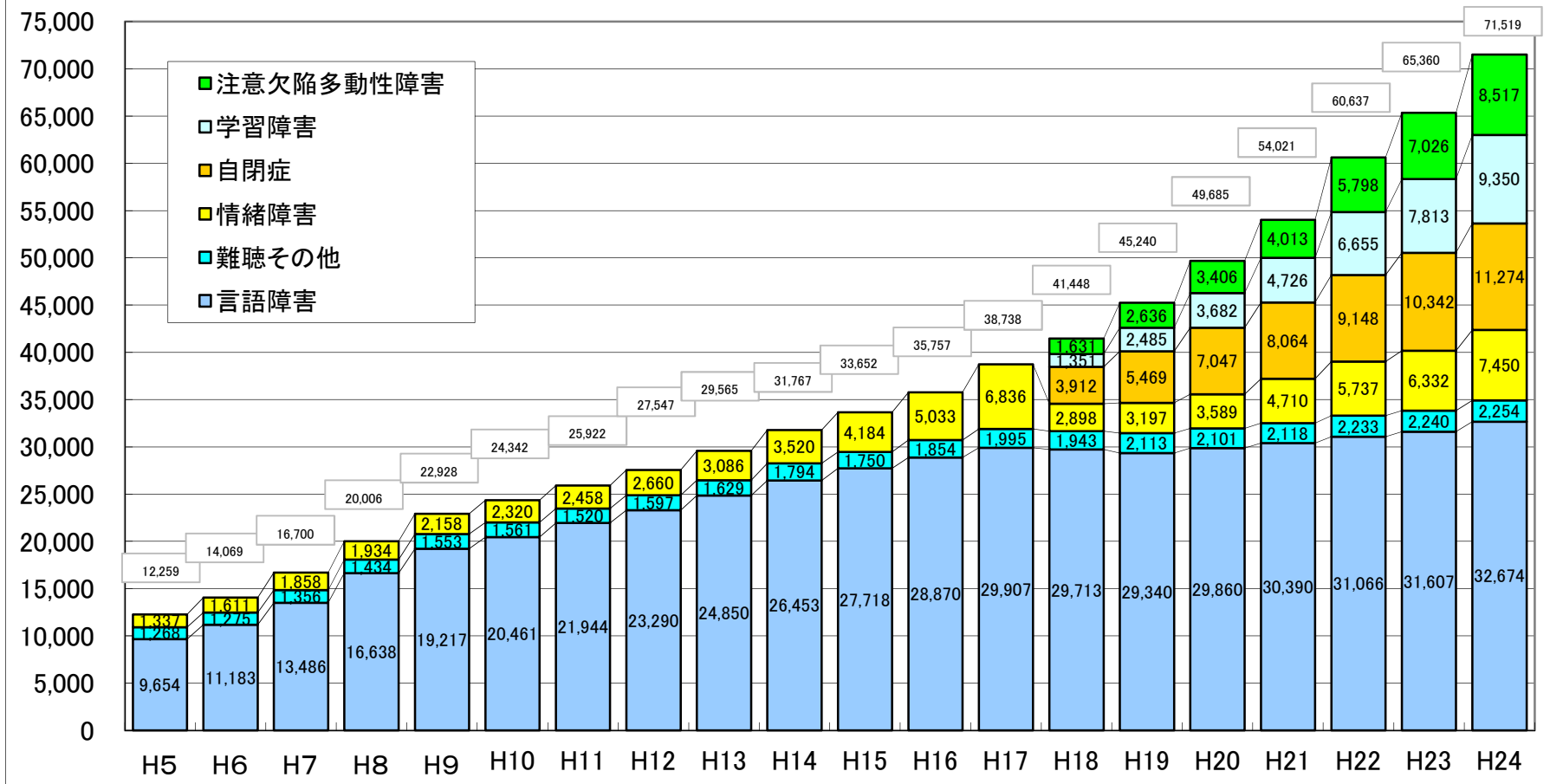
通級による指導対象児童生徒数の推移



※ 各年度 5月1日現在

1. 特別支援教育の現状 ～通級による指導の現状(平成24年5月1日現在)～

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



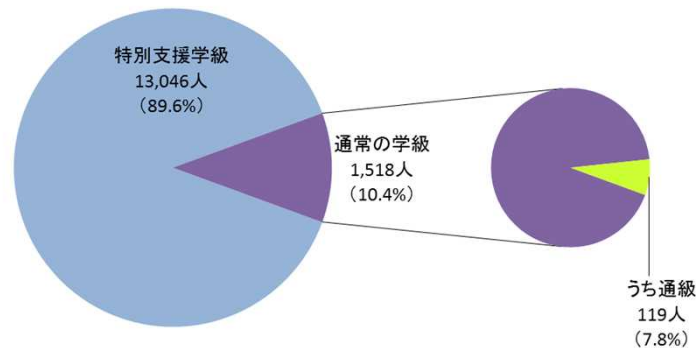
※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

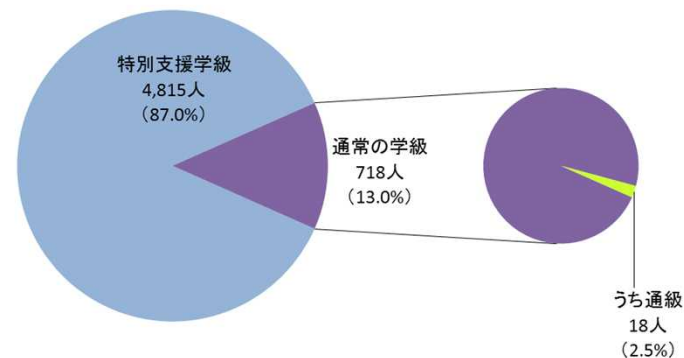
※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定
 (併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

1. 特別支援教育の現状～公立小中学校における学校教育法施行令第22条の3に該当する者の数(平成24年5月1日現在)～

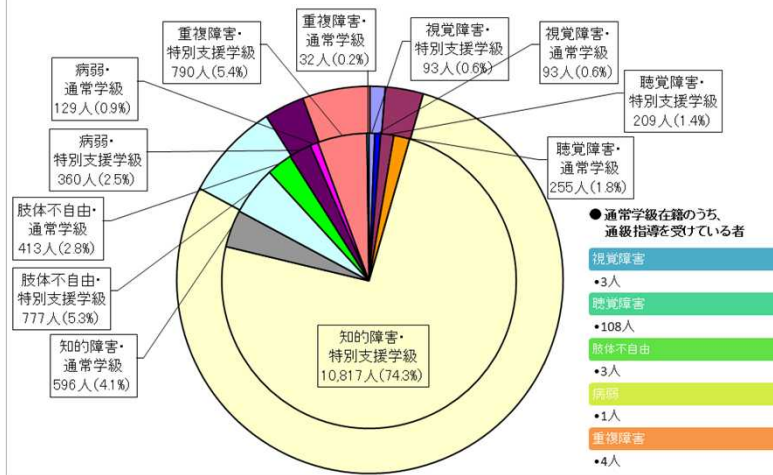
学級種別在籍者数(小学校)



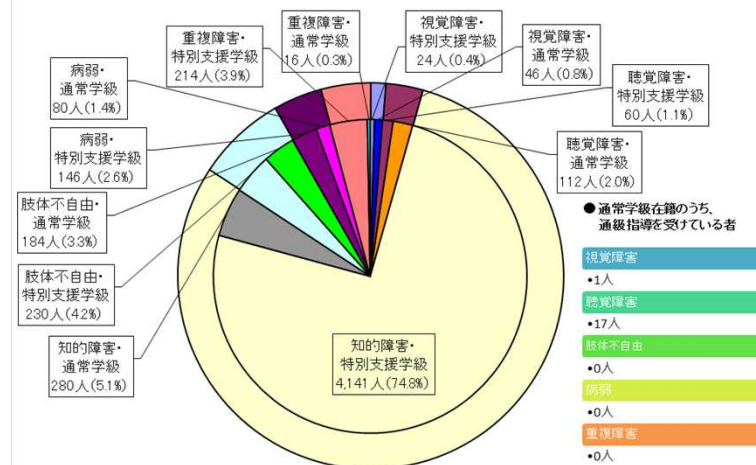
学級種別在籍者数(中学校)



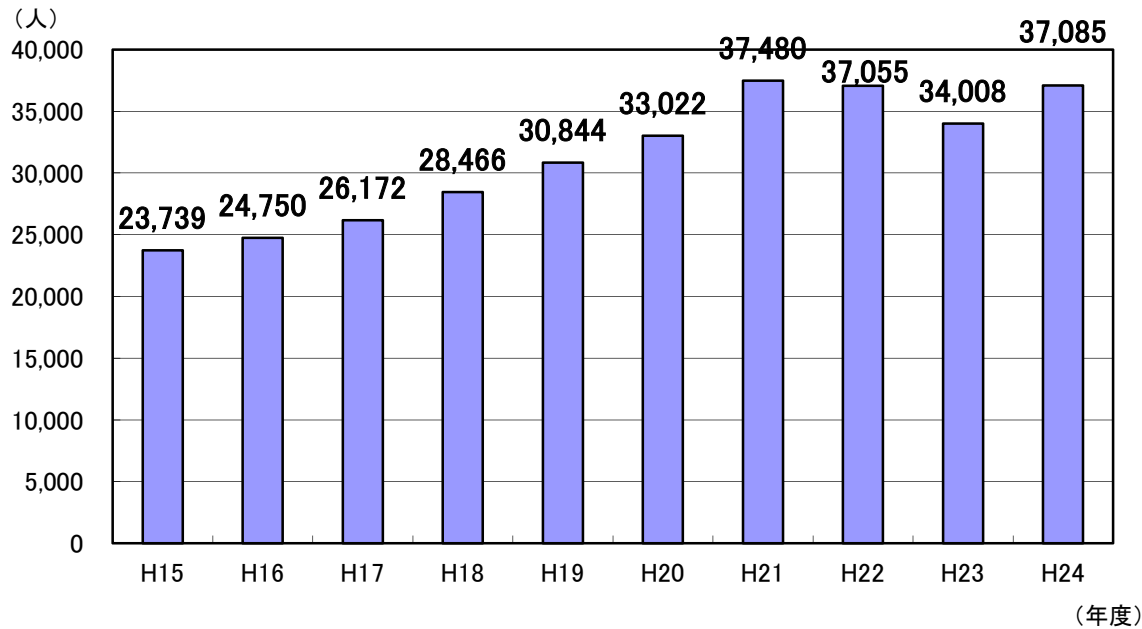
障害種別在籍者数(小学校)



障害種別在籍者数(中学校)



就学指導委員会等の調査・審議対象となった者の数の推移及び就学先について (平成25年5月:文部科学省)

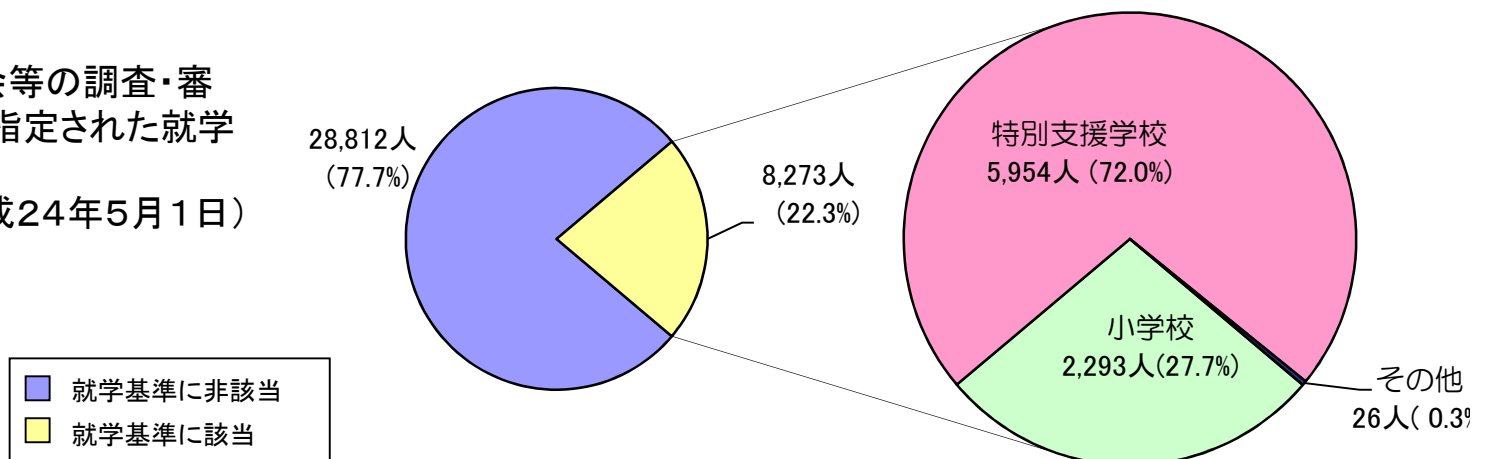


小学校・特別支援学校就学予定者(新第1学年)として市町村就学指導委員会等の調査・審議対象となった者の数(人)の推移

※平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。また、東京都においては調査への回答が得られなかった自治体がある。

《 就学先 》

市町村就学指導委員会等の調査・審議の対象となった者の指定された就学先等の状況
(平成24年5月1日)



通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要

とする児童生徒に関する調査結果(概要)

1. 調査の目的

特別支援教育が本格的に開始されてから5年が経過し、その実施状況について把握することが重要である。また、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを今後構築していくに当たり、障害のある子どもの現在の状況を把握することが重要である。そのため、本調査により、通常の学級に在籍する知的発達に遅れはないものの発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を明らかにし、今後の施策の在り方や教育の在り方の検討の基礎資料とする。

2. 調査の方法

(1)実施主体

文部科学省が協力者会議を設け実施方法等について検討し、実施。

(2)調査時期

平成24年2月から3月にかけて実施。

(3)調査対象

全国(岩手、宮城、福島を除く)の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とする。

(4)標本児童生徒数

53,882人(小学校:35,892人、中学校:17,990人)

(5)回収数及び回収率

標本児童生徒数のうち、52,272人について回答が得られ、回収率は97.0%。標本学校数のうち、1,164校について回答が得られ、回収率は97.0%。

※留意事項

- ・本調査における「I. 児童生徒の困難の状況」については、担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーターまたは教頭(副校長)による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。
- ・<行動面(「不注意」「多動性-衝動性」)>の質問項目については、株式会社明石書店の著作物である「ADHD評価スケール」を使用。よって、同社に無断で転載、複製、翻案、頒布、公衆送信を行うことはできない。

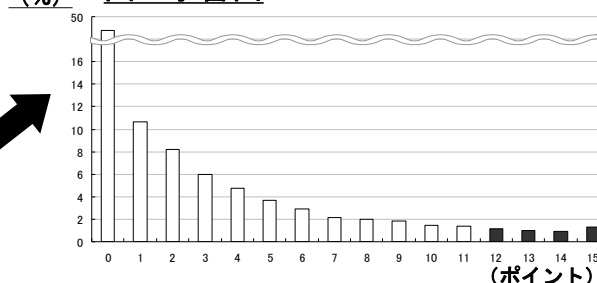
調査結果 < I . 児童生徒の困難の状況 >

質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の困難の状況のうち、主要なものは以下のとおり。

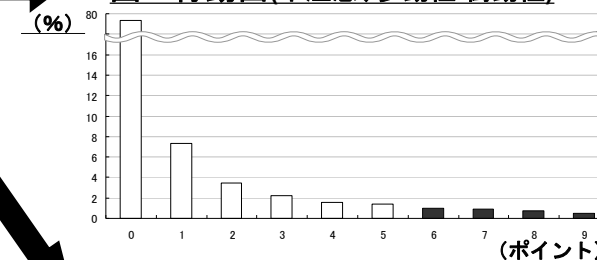
表① 知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値 (95%信頼区間)
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5% (6.2%~6.8%)
学習面で著しい困難を示す A : 学習面で著しい困難を示す	4.5% (4.2%~4.7%)
行動面で著しい困難を示す	3.6% (3.4%~3.9%)
B : 「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1% (2.9%~3.3%)
C : 「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1% (1.0%~1.3%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6% (1.5%~1.7%)
A かつ B	1.5% (1.3%~1.6%)
B かつ C	0.7% (0.6%~0.8%)
C かつ A	0.5% (0.5%~0.6%)
A かつ B かつ C	0.4% (0.3%~0.5%)

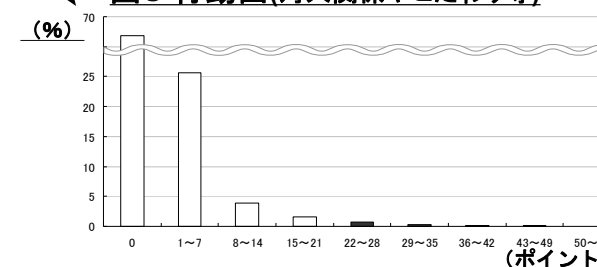
(%) 図1 学習面



(%) 図2 行動面(不注意、多動性-衝動性)



(%) 図3 行動面(対人関係やこだわり等)



表② 知的発達に遅れはないものの学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の男女別集計

	推定値 (95%信頼区間)			
	学習面又は行動面で著しい困難を示す	A	B	C
男子	9.3% (8.9%~9.8%)	5.9% (5.6%~6.3%)	5.2% (4.8%~5.5%)	1.8% (1.7%~2.1%)
女子	3.6% (3.3%~3.8%)	2.9% (2.7%~3.2%)	1.0% (0.9%~1.1%)	0.4% (0.3%~0.5%)

表③ 知的発達に遅れはないものの学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の学校種、学年別集計

<小学校>

	推定値 (95%信頼区間)			
	学習面又は行動面で著しい困難を示す	A	B	C
小学校	7.7% (7.3%~8.1%)	5.7% (5.3%~6.0%)	3.5% (3.2%~3.7%)	1.3% (1.1%~1.4%)
第1学年	9.8% (8.7%~10.9%)	7.3% (6.5%~8.3%)	4.5% (3.9%~5.3%)	1.5% (1.1%~1.9%)
第2学年	8.2% (7.3%~9.2%)	6.3% (5.6%~7.1%)	3.8% (3.2%~4.5%)	1.5% (1.1%~2.0%)
第3学年	7.5% (6.6%~8.4%)	5.5% (4.8%~6.3%)	3.3% (2.8%~3.9%)	1.0% (0.7%~1.3%)
第4学年	7.8% (6.9%~8.8%)	5.8% (5.0%~6.6%)	3.5% (2.9%~4.2%)	1.2% (0.9%~1.7%)
第5学年	6.7% (5.9%~7.7%)	4.9% (4.2%~5.7%)	3.1% (2.6%~3.7%)	1.1% (0.9%~1.5%)
第6学年	6.3% (5.6%~7.2%)	4.4% (3.8%~5.1%)	2.7% (2.2%~3.3%)	1.3% (1.0%~1.7%)

<中学校>

	推定値 (95%信頼区間)			
	学習面又は行動面で著しい困難を示す	A	B	C
中学校	4.0% (3.7%~4.5%)	2.0% (1.7%~2.3%)	2.5% (2.2%~2.8%)	0.9% (0.7%~1.1%)
第1学年	4.8% (4.1%~5.7%)	2.7% (2.2%~3.3%)	2.9% (2.4%~3.6%)	0.8% (0.6%~1.2%)
第2学年	4.1% (3.5~4.8%)	1.9% (1.5%~2.3%)	2.7% (2.2%~3.3%)	1.0% (0.7%~1.3%)
第3学年	3.2% (2.7%~3.8%)	1.4% (1.1%~1.9%)	1.8% (1.4%~2.3%)	0.9% (0.6%~1.3%)

調査結果 < II. 児童生徒の受けている支援の状況 >

(1) 質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒(推定値6.5%)の受けている支援の状況は、以下の表のとおり。

表④ 校内委員会における現在の特別な教育的支援の必要性の判断状況

	推定値 (95%信頼区間)
必要と判断されている	18.4% (16.6%~20.3%)
必要と判断されていない	79.0% (76.9%~81.1%)
不明	2.6% (1.6%~4.1%)

表⑤ 知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒(推定値6.5%)の受けている支援状況の概観

	推定値 (95%信頼区間)
現在、いずれかの支援がなされている	55.1% (52.8%~57.4%)
過去、いずれかの支援がなされていた	3.1% (2.5%~3.9%)
いずれの支援もなされていない	38.6% (36.4%~40.9%)
不明	3.1% (2.1%~4.7%)

※「現在、いずれかの支援がなされている」とは、表⑥-1~⑥-7に示す各設問等における各回答(※1)の一つあるいは複数で該当した場合を指す。

※「過去、いずれかの支援がなされていた」とは、現在、いずれかの支援がなされている児童生徒(推定値55.1%)以外のうち、表⑥-1~⑥-7に示す各設問等における各回答(※2)の一つあるいは複数で該当した場合を指す。

表⑥-1 現在の通級による指導の状況

	推定値 (95%信頼区間)
自校通級※1	2.4% (1.9%~3.0%)
他校通級※1	1.5% (1.2%~2.0%)
受けていない	93.3% (91.8%~94.6%)
不明	2.7% (1.7%~4.3%)

表⑥-2 過去の通級による指導の状況

※現在、通級による指導を受けていないと回答した児童生徒(推定値93.3%)を対象

	推定値 (95%信頼区間)
自校通級※2	0.8% (0.5%~1.2%)
他校通級※2	0.9% (0.6%~1.3%)
受けていない	97.4% (96.7%~98.0%)
不明	0.9% (0.5%~1.5%)

表⑥-3 「個別的教育支援計画」の作成状況

	推定値 (95%信頼区間)
作成している※1	7.9% (6.7%~9.3%)
現在はないが過去に作成していた※2	1.3% (0.9%~1.8%)
作成していない	88.2% (86.2%~89.8%)
不明	2.7% (1.7%~4.3%)

表⑥-4 「個別の指導計画」の作成状況

	推定値 (95%信頼区間)
作成している※1	9.9% (8.5%~11.4%)
現在はないが過去に作成していた※2	1.8% (1.3%~2.3%)
作成していない	85.6% (83.6%~87.4%)
不明	2.7% (1.7%~4.3%)

表⑥-5 特別支援教育支援員の支援対象

※支援員一人が複数の児童生徒を支援している場合も含む

	推定値 (95%信頼区間)
なっている※1	8.5% (7.3%~9.8%)
現在はなっていないが過去になっていた※2	1.4% (1.0%~2.0%)
なっていない	87.2% (85.3%~88.8%)
不明	3.0% (1.9%~4.5%)

表⑥-6 授業時間以外の個別の配慮・支援の状況

※補習授業の実施、宿題の工夫等

	推定値 (95%信頼区間)
行っている※1	26.3% (24.3%~28.5%)
現在は行っていないが過去に行っていた※2	3.9% (3.1%~4.7%)
行っていない	67.1% (64.8%~69.4%)
不明	2.7% (1.7%~4.3%)

表⑥-7 授業時間内の教室内での個別の配慮・支援の状況

※特別支援教育支援員による支援を除く

※座席市の配慮、コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫等

	推定値 (95%信頼区間)
行っている※1	44.6% (42.4%~46.9%)
現在は行っていないが過去に行っていた※2	2.7% (2.1%~3.5%)
行っていない	49.9% (47.7%~52.2%)
不明	2.7% (1.7%~4.3%)

調査結果 < II. 児童生徒の受けている支援の状況 >

(2) 質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒(推定値6.5%)のうち、校内委員会において、現在、特別な教育的支援が必要と判断された児童生徒(推定値18.4%)の受けている支援の状況は、以下の表のとおり。

表⑦ 校内委員会において、現在、特別な教育的支援が必要と判断された児童生徒の受けている支援状況の概観

	推定値 (95%信頼区間)
現在、いずれかの支援がなされている	92.2% (89.4%~94.3%)
過去、いずれかの支援がなされていた	1.8% (1.0%~3.2%)
いずれの支援もなされていない	6.0% (4.2%~8.5%)
不明	—

※「現在、いずれかの支援がなされている」、「過去、いずれかの支援がなされていた」とは、表⑤と同様に集計。

表⑧-1 現在の通級による指導の状況

	推定値 (95%信頼区間)
自校通級	10.1% (7.7%~13.2%)
他校通級	6.9% (5.1%~9.3%)
受けていない	83.0% (79.4%~86.0%)
不明	—

表⑧-2 過去の通級による指導の状況

※現在、通級による指導を受けていないと回答した児童生徒(推定値83.0%)を対象

	推定値 (95%信頼区間)
自校通級	2.0% (1.1%~3.6%)
他校通級	1.7% (0.8%~3.5%)
受けていない	95.0% (92.5%~96.7%)
不明	1.4% (0.6%~3.1%)

表⑧-3 「個別の教育支援計画」の作成状況

	推定値 (95%信頼区間)
作成している	32.1% (27.0%~37.7%)
現在はないが過去に作成していた	2.4% (1.4%~4.0%)
作成していない	65.5% (59.9%~70.8%)
不明	—

表⑧-4 「個別の指導計画」の作成状況

	推定値 (95%信頼区間)
作成している	43.2% (38.0%~48.5%)
現在はないが過去に作成していた	2.8% (1.7%~4.6%)
作成していない	54.0% (48.7%~59.2%)
不明	—

表⑧-5 特別支援教育支援員の支援対象

※支援員一人が複数の児童生徒を支援している場合も含む

	推定値 (95%信頼区間)
なっている	32.4% (27.8%~37.4%)
現在はなっていないが過去になっていた	4.3% (2.7%~6.8%)
なっていない	62.9% (58.0%~67.6%)
不明	0.3% (0.1%~1.4%)

表⑧-6 授業時間以外の個別の配慮・支援の状況

※補習授業の実施、宿題の工夫等

	推定値 (95%信頼区間)
行っている	48.7% (43.8%~53.6%)
現在は行っていないが過去に行っていた	4.0% (2.7%~5.9%)
行っていない	47.3% (42.5%~52.2%)
不明	—

表⑧-7 授業時間内の教室内での個別の配慮・支援の状況

※特別支援教育支援員による支援を除く
※座席位置の配慮、コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫等

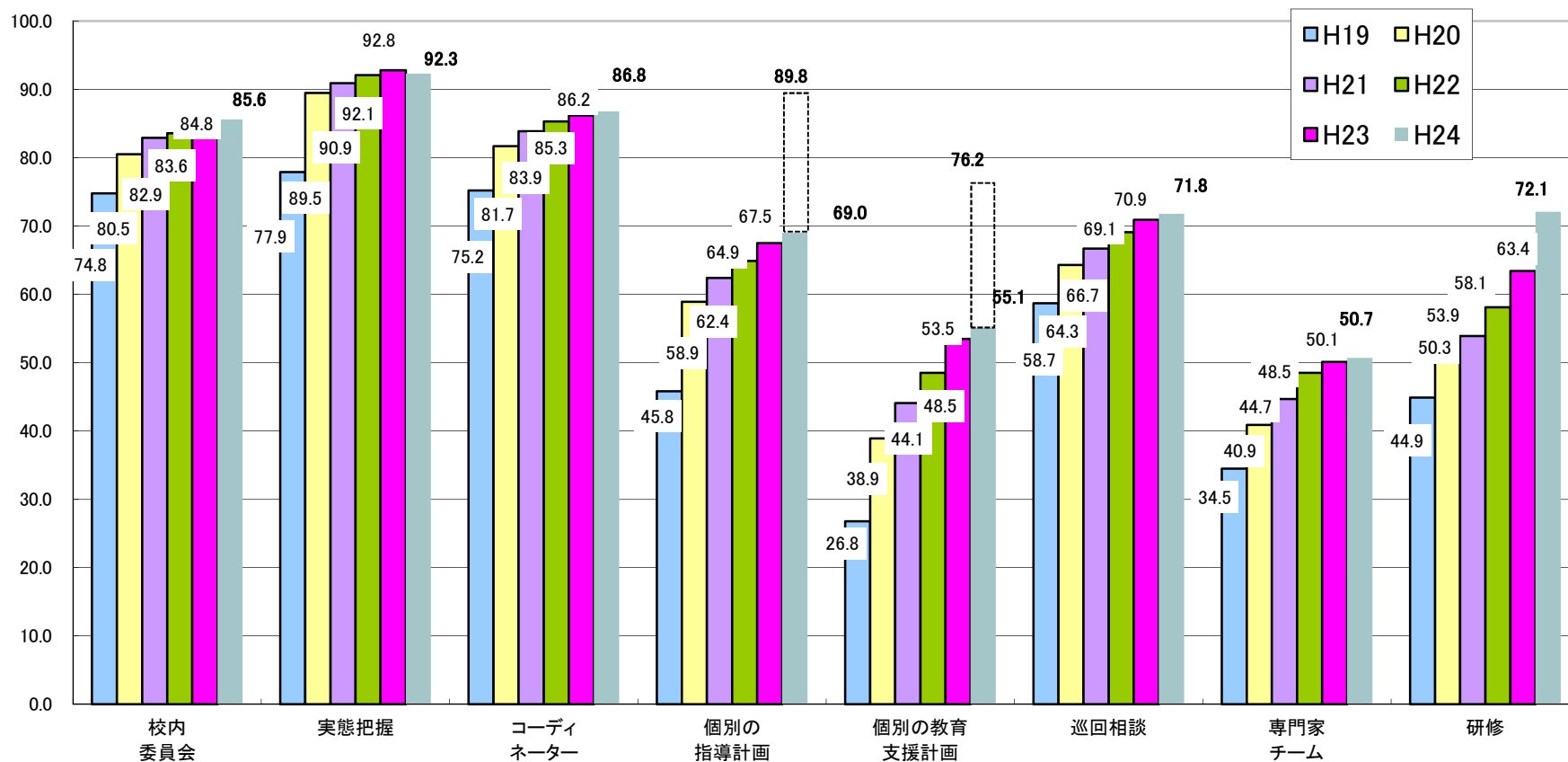
	推定値 (95%信頼区間)
行っている	73.7% (69.5%~77.5%)
現在は行っていないが過去に行っていた	3.7% (2.2%~6.0%)
行っていない	22.7% (18.9%~26.9%)
不明	—

1. 特別支援教育の現状 ～学校における支援体制の整備状況・課題～

(1) 幼稚園、小・中学校、高等学校の状況

- 全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。

国公立計・幼小中高計・項目別実施率—全国集計グラフ(平成19～24年度)

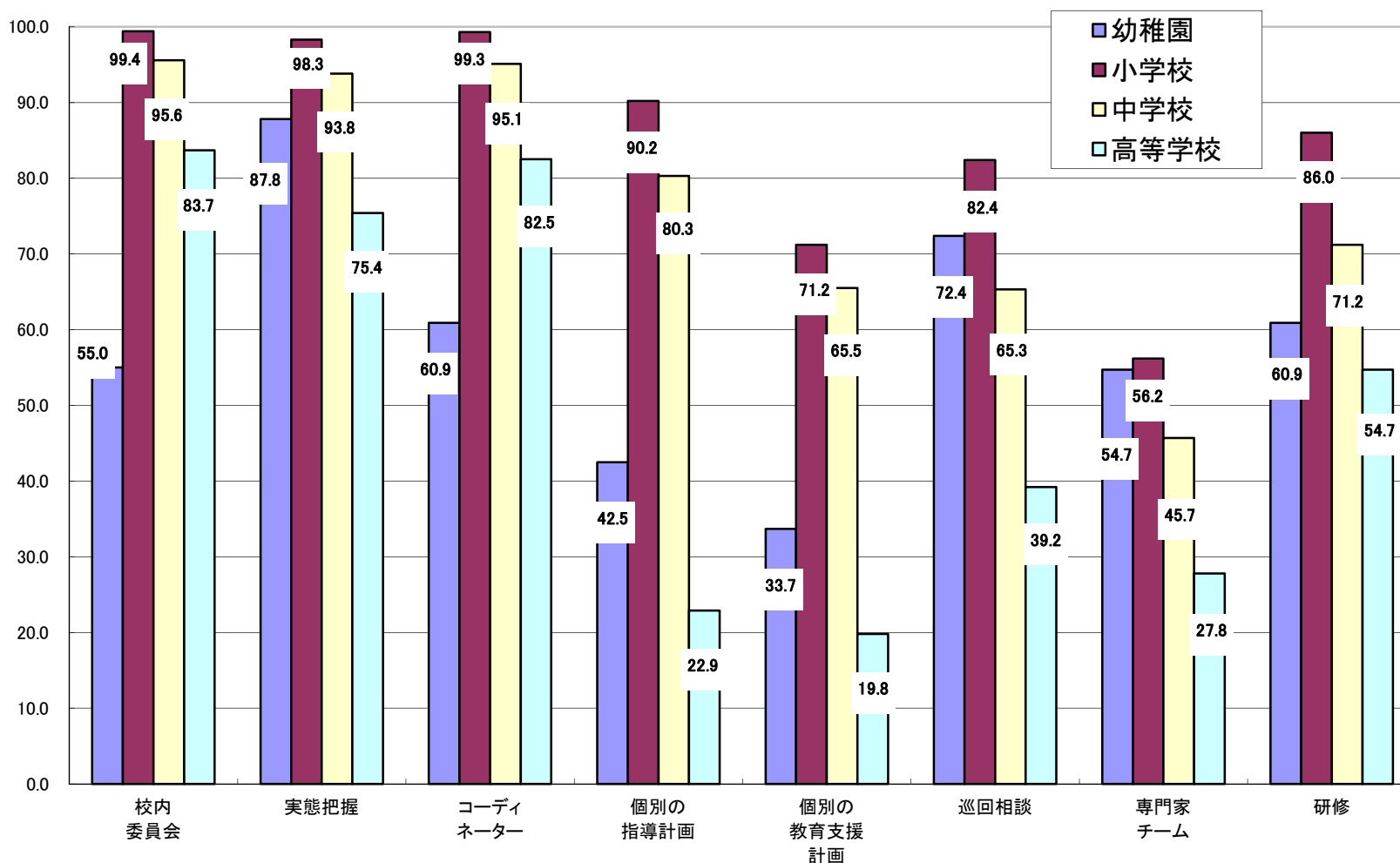


※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引き、その数値によって「作成済」と回答した学校数を割り戻した場合の値を示す。

1. 特別支援教育の現状 ～学校における支援体制の整備状況・課題～

●小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校は依然として体制整備に遅れが見られる。

国公立計・幼小中高別・項目別実施率—全国集計グラフ(平成24年度)

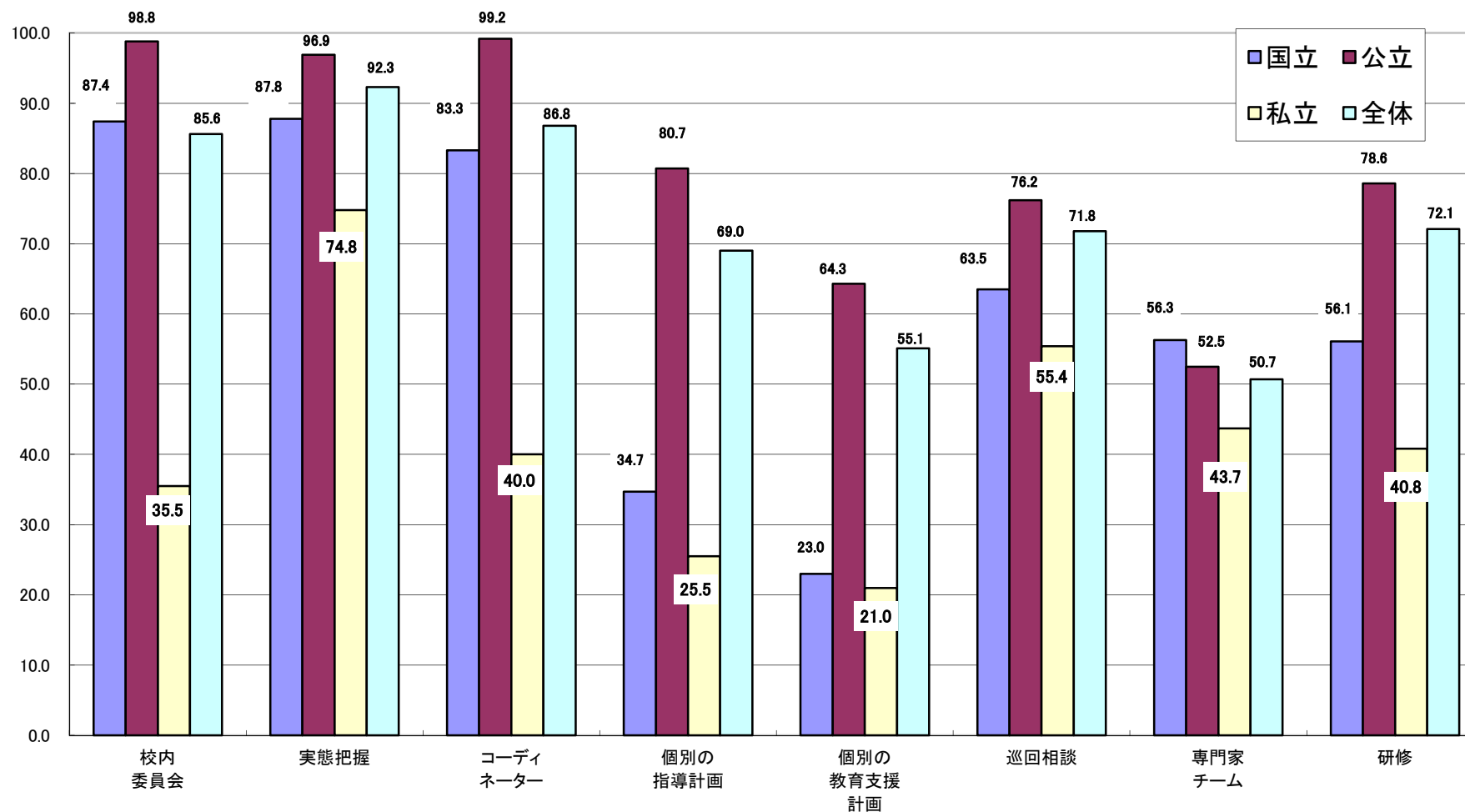


1. 特別支援教育の現状 ～学校における支援体制の整備状況・課題～

(2) 国公立別の状況

●国公立別で比較すると、全体的に私立学校の体制整備に遅れが見られる。

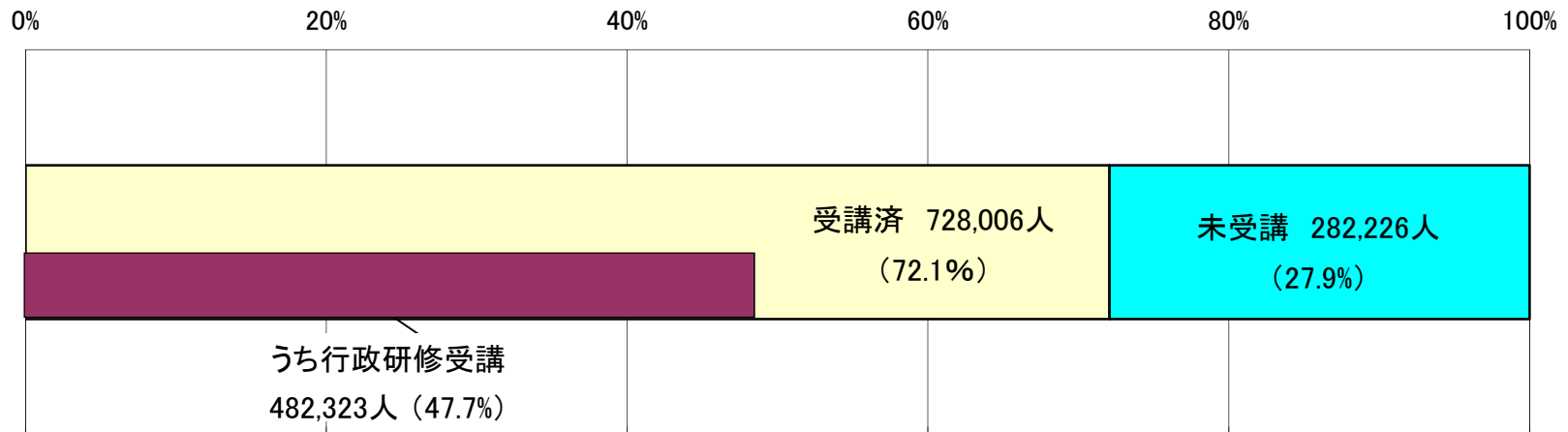
国公立別・幼小中高計・項目別実施率－全国集計グラフ(平成24年度)



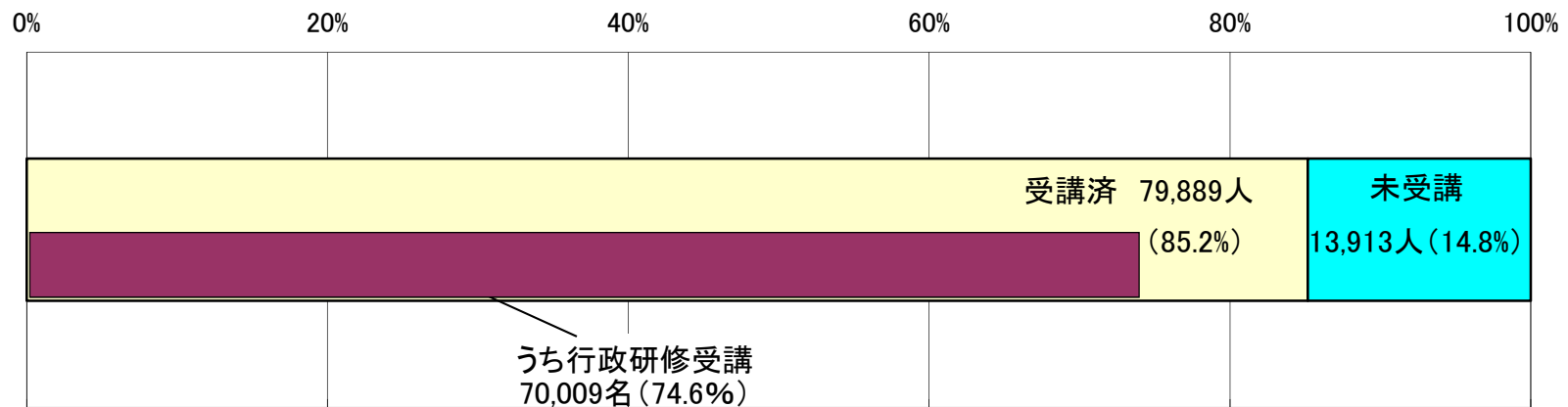
1. 特別支援教育の現状

～特別支援教育に関する教員研修の受講状況(平成24年9月1日現在)～

①国公立計・幼小中高計・教員研修受講率－全国集計グラフ(平成24年度)



②国公立計・幼小中高計・管理職研修受講率－全国集計グラフ(平成24年度)



1. 特別支援教育の現状 ～教員の専門性の向上～

- 特別支援学校免許状の保有率等(平成24年5月1日現在 文部科学省調べ)
 - ・特別支援学校の教員:約70% ←本来、保有しなければならないもの
 - ・特別支援学級の教員:約30% ←専門性の観点から、保有が望ましい
 - ・免許状保有率向上を中期計画等に位置付ける都道府県:32

◇重点施策実施5か年計画(平成19年12月25日 障害者施策推進本部決定)では、平成24年度までに全都道府県で免許状保有率向上を中期計画等に位置付ける目標を設定している。

- 中教審初等中等教育分科会報告(平成24年7月)等においても、教職員の専門性向上の重要性について指摘。インクルーシブ教育システムを構築する上で、教職員の専門性向上は重要。

- 改正障害者基本法 第16条第4項

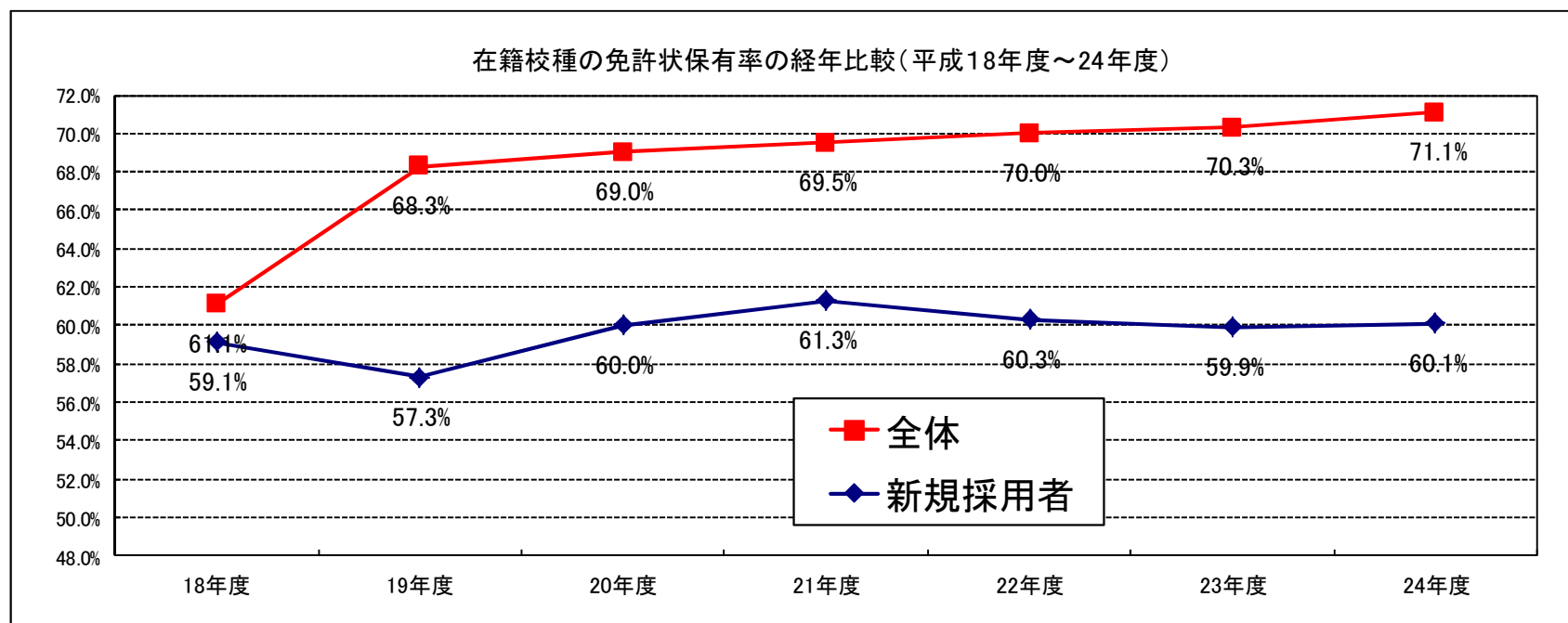
国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

1. 特別支援教育の現状 ～特別支援学校教諭等免許状の保有状況～

特別支援学校教諭等免許状の保有状況

(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

- ・ 特別支援学校全体の免許状保有率及び新規採用者の保有率ともやや上昇(平成24年度)
- ・ 教員の研修受講機会の積極的な確保が必要



※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。
平成19年度～24年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。